

福岡都市計画地区計画の決定（大野城市決定）

都市計画錦町周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称		錦町周辺地区地区計画
位 置		大野城市錦町一丁目、錦町二丁目、雑餉隈町四丁目、雑餉隈町五丁目及び栄町二丁目地内
面 積		約 5.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、大野城市の西北部に位置し、西日本鉄道大牟田線春日原駅への玄関口となっている地域である。 本地区計画は、地区の良好な市街地の保全を図るため、用途の混在化による地区の環境悪化を防止することを目標とする。
	土地利用の方針	本商業街区においては、秩序ある商業業務地としての誘導と商業の利便性の向上を図り、商業地としてふさわしい街づくりを進める。さらに、周辺地区へ及ぼす影響を勘案し、適正かつ良好な地区環境を形成保持する。
	建築物等の整備の方針	周辺地区環境悪化を防止するため、建築物の用途の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものは、建築してはならない。

「区域は計画図表示のとおり。」

理 由

当該区域の良好な商業市街地としての環境を形成するため、本案のとおり決定するものである。